

# 道路・河川・海岸・都市公園

## ボランティアに参加しませんか

三重県が管理する道路・河川・海岸・都市公園のボランティア活動をしていただく団体には助成制度があります！



### 道路・河川・海岸・都市公園 美化ボランティア活動助成（推進）事業

草刈り、清掃等が対象です。県からは軍手やゴミ袋、飲料などの物品の提供、活動中の事故に備えて保険料の負担をさせていただきます。



### ふれあいの道事業

軍手やゴミ袋のほか、草刈機等の必要な物品を提供します。また、保険料の負担や、活動場所に、活動をPRする看板を設置します。



### フラワーオアシス推進事業

河川での花木の植栽活動を助成する制度です。県からは苗・種子・肥料を提供します。

### 除草委託事業

県と除草の委託契約を結び、委託料をお支払いします。県が管理する道路・河川・都市公園が対象です。



詳しく知りたい！！

制度の詳細は、県ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

道路・河川・海岸 「三重の道路 ボランティア」で検索  
<https://www.pref.mie.lg.jp/DOROKI/HP/06639006240.htm>

都市公園 「三重 都市公園」で検索  
<https://www.pref.mie.lg.jp/TOSHIKI/HP/17346018188.htm>



お問い合わせは・・・

桑名建設事務所	0594-24-3662	伊勢建設事務所	0596-27-5205
四日市建設事務所	059-352-0667	志摩建設事務所	0599-43-9627
鈴鹿建設事務所	059-382-8683	伊賀建設事務所	0595-24-8208
津建設事務所	059-223-5203	尾鷲建設事務所	0597-23-3527
松阪建設事務所	0598-50-0579	熊野建設事務所	0597-89-6141



より多くの皆さんに参加いただけるよう  
令和5年度から制度の見直しを行いました！

【主な見直し内容】

(美化ボランティア)

- ✓ 自治会や団体だけでなく、**家族や学校(クラブ活動、生徒会等)**等による活動や**少人数(2人以上)**での活動も可能です。
- ✓ 年間3回以上の活動する団体には、希望に応じて**活動団体名入りのサインボード**を設置します。

(除草委託事業)

- ✓ **面積要件(下限)**を緩和するとともに、道路の場合は**年間2回**くりも可能です。

■ 制度のあらまし ■

	道路・河川・海岸・都市公園美化ボランティア活動助成(推進)事業	ふれあいの道事業
対象場所	県管理道路・河川・海岸・都市公園	除草計画区域内(道路) ※各建設事務所にお問い合わせください
対象団体	住民団体・ボランティア団体、家族、民間事業者、学校等	10名以上の住民団体・ボランティア団体等
対象作業	草刈り、清掃、花植え等	草刈り、清掃、花植え等
最低延長、面積	制限なし	延長500m以上 (条件により250m以上の場合あり)
活動回数等	回数制限なし	年3回以上、3年以上の継続
保険の有無	傷害・賠償責任保険有り(県で一括加入)	傷害・賠償責任保険有り(県で一括加入)
県からの支援	花苗、肥料、ゴミ袋、軍手等の物品の提供 PR看板の設置(年間3回以上の活動を実施する希望団体)	ゴミ袋、軍手のほか草刈機等の物品の提供 (初年度10万円、次年度3万円、以降は次年度の翌年度から起算して3年目ごとに3万円の限度額) PR看板の設置

	除草委託事業	フラワーオアシス推進事業
対象場所	除草計画区域内(道路、河川、都市公園) ※各建設事務所にお問い合わせください	県管理河川の高水敷
対象団体	自治会・住民団体・ボランティア団体等	住民団体・ボランティア団体等
対象作業	草刈り	花木の植栽等
最低延長、面積	面積500㎡以上(道路は100㎡以上)	制限なし
活動回数等	年1回(道路は年1回又は年2回)	回数制限なし
保険の有無	無し(委託料に保険料が含まれていますので、各団体で加入いただきます)	無し
県からの支援	委託料の支払い	花木の苗、種子及び肥料の提供

